

暖房器具の安全な取り扱い・管理

暖房器具の取り扱いを誤ると重大な事故、火災に至る恐れがあります。日ごろから火気の取り扱いには十分注意しましょう。

特に、石油ストーブなどは「灯油」を使用するので、適切な取り扱いをお願いします。

灯油の保管方法

- ・保管容器は破損・腐食があるものは使わない。
- ・キャップの内側に正しくパッキンが付いていることを確認し、

キャップを確実に締める。左のマークが貼り付けされた容器を使う。



問(市)消防本部 予防課

☎891-0171

年末火災特別警戒

(市)消防署では、12月20日～31日まで、年末火災特別警戒を実施します。

年末にかけて、寒さも一段と厳しさを増し、空気が乾燥する中、火の取り扱いや暖房器具を使用する機会が増えます。

大切な命や貴重な財産を守るため、今一度身の周りの防火チェックを行い、火の元には十分に気をつけてください。

期間中、広報パトロールなどをおして、火災ゼロをめざしています。ご協力お願いします。

問(市)消防署 警防課

☎891-0172



年末の交通事故防止運動 12月1日～10日

年末は師走特有の気ぜわしさや忘年会などで飲酒の機会が増えることに加えて、交通流・量の変化から交通事故の多発が懸念されます。

このような年末の情勢を踏まえ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止を徹底しましょう



運動重点

- ・子どもと高齢者の交通安全
- ・飲酒運転の根絶
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

問(市)生活環境課

ひょうご被害者支援センターをご存知ですか

ひょうご被害者支援センターは、被害者支援に関する専門的な知識を学んだ支援員が電話・面接相談、付き添い支援や裁判の代理傍聴など、被害者の必要に応じた支援活動を行っています。

相談無料



●電話相談

☎078-367-7833
火・水・金・土曜(祝日を除く)
午前10時～午後4時

●面接相談

法律相談(弁護士による法律相談)
心理相談(臨床心理士によるカウンセリング)
面接相談については、電話相談で要事前予約

問(市)生活環境課

三木警察署だより ☎82-0110

平成30年度 第3回兵庫県警察官募集

- ▼受付期間 インターネット:12月18日(火)～平成31年1月10日(木)
(最終日午後5時まで受信有効)
郵送、持参:12月18日(火)～28日(金) 消印有効
(県警本部のみ)



▼試験期日

	試験科目	試験日
1次	教養・論文試験、適性検査	平成31年1月20日(日)
2次	体格・体力検査、面接試験、適性検査	平成31年2月6日(水)～8日(金)のうち1日

▼受験資格など

試験区分	受験資格		採用予定人員
	年齢	学歴	
A	男性	昭和58年10月2日以降に生まれた人	30名
	女性	昭和58年10月2日以降に生まれた人	5名
B	男性	昭和58年10月2日～平成13年10月1日までに生まれた人	30名
	女性	昭和58年10月2日～平成13年10月1日までに生まれた人	5名

採用試験の詳細や受験資料の請求などは兵庫県警察ホームページで確認するか下記まで問い合わせください。

問兵庫県警察官採用センター ☎0120-145-314

ホームページ
はこちら



Q&A 消費生活相談

問(市)生活環境課 環境政策・消費者行政係

最近の相談から

「総合消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたはがきが届いた。「期日までに連絡がない場合は給与や不動産などの差し押さえをする。裁判の取り下げについて相談に乗るので問い合わせるように」と連絡先が書かれていた。具体的な未納金額や契約会社名などの記載はなかったが、10年ほど前に通信販売で購入した料金が未納になっていたかもしれない。

連絡して問い合わせてみたほうがいいのだろうか。
(60歳代 女性)

給与や不動産の差し押さえなどを強制的に行うなどと不安をあまり、訴訟の取り下げなどについて相談するように誘導して連絡させ、お金を出させようとする手口です。

法務省などの公的機関に類似した名称が書かれている場合もあります。

【アドバイス】

期日までに連絡するようにと書かれていても身に覚えがなければ、絶対に連絡をしないでください。相手に連絡すると個人情報を聞き出される危険があります。

また、身に覚えがなければ、お金を請求されても支払わないでください。弁護士を名乗る人物を紹介され、現金1,300万円を3回に分けて宅配便で送ってしまったという事例も他地域でありました。

不安に感じたり、架空請求なのか判断に迷う場合は当センターに相談してください。

消費生活相談 商品や契約に関する苦情、多重債務に関すること

- ▶日時 月・火・木・金曜
午前9時～正午、午後0時45分～4時
(第4木曜と祝日を除く)
- ▶会場 市役所 2階消費生活センター